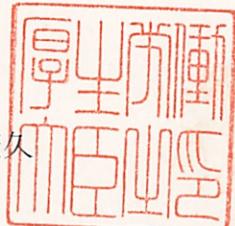


厚生労働省発社援0729第11号
令和3年7月29日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士山中理司 様

厚生労働大臣 田村 憲久



令和3年6月29日付け（7月1日受付）の行政文書の開示請求（開第1546号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

遺産を相続すれば生活保護を打ち切られるような場合、生活保護受給者が相続放棄できるかどうかが分かる文書（最新版）

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をできなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、处分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなることに御注意ください。）。

3 担当課等

厚生労働省 社会・援護局保護課

TEL : 03-5253-1111 (内線 2826)